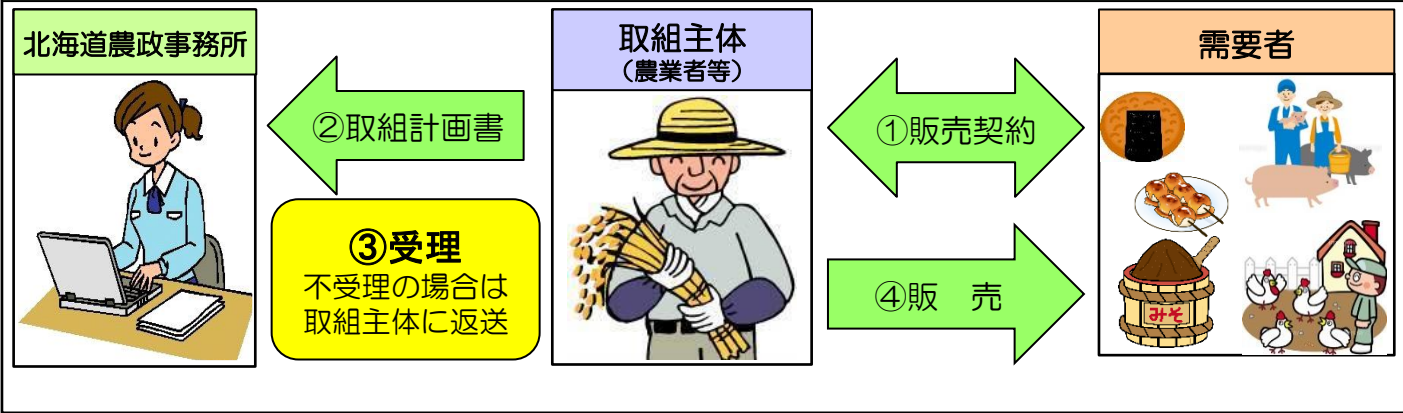


令和7年産加工用米等取組計画書

届出期日は「6月30日」まで！

加工用米・新規需要米（加工用米等）の取組主体となる、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体、認定方針作成者、農業者及び特認団体は、加工用米等に取り組む場合、取組計画書を作成し、北海道農政事務所に提出し、受理される必要があります。6月30日までに取組計画書が提出されない場合、加工用米等に取り組むことができません。

手続き等の基本的な流れ（イメージ）



目

次

I	取組計画の届出・受理について、取組計画に係る主な改正点	P1
II	取組計画書の提出書類・保管書類一覧	P2
III-1~9	取組計画書届出時の提出書類（作成例）	P3~P13
IV	取組計画書変更届出時の提出書類（作成例）	P14
V-1~2	取組主体が保管する書類（作成例）	P15~P16
VI-1~2	届出後の提出書類（作成例）	P17~P20
VII-1~3	捨てづくり等の防止、不適正な出荷が行われた場合 こんな行為は違反です！	P21
VIII-1~2	区分管理方式、一括管理方式について	P22~P23

【参考】飼料用米及び米粉用米の数量払い交付単価について P24
各種様式は農林水産省ホームページからダウンロードできます。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/index.html>

I 取組計画の届出・受理について

- (1) 令和7年産において加工用米等に取り組む場合は、**6月30日までに取組計画書を北海道農政事務所長に提出し、受理される必要**があります。
(※令和6年産で取組をした方でも、新たに提出し受理されることが必要です。)
- (2) 届出にあたっては、**チェックシート（別紙様式第3－6号）に記載されている確認事項等の内容について適切であることを確認**してください。
- (3) **需要者までの流通に関与する全ての事業者が作成した加工用米等の流通に係る誓約書を添付**してください。また、販売契約等の状況が分かる書類は北海道農政事務所長の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管してください。
- (4) 6月末以降の各産地の作付動向等を踏まえた柔軟な計画変更が行えるよう、**8月20日まで変更を受付**します（**契約変更に係る需要者の同意を得ていることが必要**）。
- (5) 昨年までは取組計画の承認に合わせて用途変更の承認を行っていましたが、取組計画の承認を廃止したため、**ふるい下米等の低品位米の用途変更する場合は、別途、用途外使用承認申請が必要**です。

○ 取組計画に係る主な改正点

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）について一部改正されました。
主な改正内容は以下のとおりです。

1 作付動向を踏まえた加工用米及び新規需要米に係る計画変更の受付

作付動向における面積情報の提供に併せ、**6月末以降の各産地の作付動向等を踏まえた柔軟な計画変更が行えるよう、8月20日まで変更を受付**します。

※契約変更に係る需要者の同意を得ていることが必要

2 取組計画の「認定」から「届出」へ移行

取組計画の認定を事業者からの届出へ移行します。北海道農政事務所では、書類の不足等形式的な不備があった場合、取組主体に対して修正等を求め、適切な修正等が行われない場合には当該取組計画書を受理せず、不受理とした理由を示した上で、返送します。

※取組計画の届出（受理）後の子実の収穫等により用途限定米穀として位置付け

3 用途外使用の承認手続きの追加

(1) 販売困難に加えて、需要者ニーズを理由とした用途変更の追加

非主食用の用途内での需要者ニーズに応じた柔軟な対応を行うため、**需要者ニーズを踏まえた非主食用の各用途間での用途変更（交換を含む。）の承認に係る規定を追加**しました。

(2) 低品位米の用途変更の追加

ふるい下米等の低品位米の用途変更については、取組計画の承認に合わせて用途変更の承認を行っていましたが、取組計画の承認を廃止することから、用途外使用申請を行う必要があるため、**承認に係る規定を追加**しました。

(3) 取組計画の変更に伴う用途変更の追加

取組計画の変更までに子実の収穫が終了し、用途限定米穀となっている場合もあり得るこ

① とから、当該用途限定米穀の用途外使用の承認に係る規定を追加しました。

Ⅱ 取組計画書の提出書類・保管書類一覧

取組主体は、仲介事業者、需要者、とう精等委託先事業者から必要書類の提出を受け、取組計画書及び添付書類一式を北海道農政事務所（地域拠点含む）に提出。

	書類様式	提出期限	参照ページ	作成者 ※1	提出者 ※1
取組計画書届出時の提出書類	取組計画書 別紙様式第3-1号	6月30日	P3～P5	取組主体	取組主体
	購入計画書 別紙様式第3-3号	6月30日	P6	需要者	取組主体
	団体間集荷計画書 別紙様式第3-4号	6月30日	P7	ホクレン 北集	取組主体
	流通に係る誓約書 別紙様式第3-5号	6月30日	P8	取組主体 需要者 仲介事業者	取組主体
	チェックシート 別紙様式第3-6号	6月30日	P9	取組主体	取組主体
	販売計画書（新規需要米のみ） 様式参考例2	6月30日	P10	取組主体 （必要に応じて）	取組主体
	区分管理計画書 別紙様式第2号	6月30日	P11	農業者 （必要に応じて）	農業者
	出荷契約等数量農業者別一覧表 別紙様式第6-1号	7月10日	P12	認定方針作成者 特認団体	認定方針作成者 特認団体
	適正流通に関する誓約書 （業務委託契約分） 別紙様式第8号	6月30日	P13	委託先事業者 （必要に応じて）	取組主体 需要者
取組計画書変更届出時の提出書類	上記のうち変更になる書類	8月20日	上記参照	上記参照	上記参照
	契約変更に係る同意書 様式参考例3		P14	取組主体 需要者	取組主体
	変更前の取組計画書（写） 別紙様式第3-1号		—	—	取組主体
取組主体が保管する書類	販売契約書 ※新規需要米は様式参考例1を参考に作成	北海道農政事務所長の求めに応じて提出	P15	取組主体 需要者 仲介事業者	取組主体
	自家加工等販売計画書 別紙様式第3-2号		P16	自家加工等農業者 （必要に応じて）	取組主体
届出後提出書類	生産出荷数量一覧表 別紙様式第6-2号※2	12月22日	P17～P18	認定方針作成者 農業者 特認団体	認定方針作成者 農業者 特認団体
	受払状況等報告書 別紙様式第7号	毎年4月30日	P19～P20	需要者 自家加工等農業者	需要者 自家加工等農業者

※1 【用語解説】

取組主体：農業者、認定方針作成者、特認団体、都道府県出荷団体、全国生産出荷団体
 需要者：加工用米等を使用した米加工品等の製造販売又は飼料用等への使用を業とする者
 仲介事業者：取組主体と需要者との取引について仲介を行う事業者（他の仲介事業者を取り次ぐ者を含む）
 委託先事業者：加工用米等の流通等に係る業務（とう精、製粉、調製、破砕等）の委託契約を受けた者
 自家加工等農業者：自ら生産若しくは集荷した加工用米等について、米加工品に加工した上で自ら販売又は新規需要米を飼料用米等として自ら利用する農業者

※2 『「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」』（様式第11-2号）が提出されている場合を除く。

Ⅲ－１－① 「加工用米等取組計画書」の作成例

別紙様式第3－1号

北海道農政事務所長 殿

令和7年6月30日

(注)低品位米の用途変更について

昨年までは、ふるい下等の低品位米の用途変更は、取組計画の承認に合わせて用途変更の承認を行っていましたが、本年から取組計画の承認を廃止したため、**ふるい下等の低品位米の用途変更する場合は、別途、用途外使用申請を行ってください。**

(様式:別紙様式第9－2号)

取組主体

住所

氏名

電話

(E-mail)

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇農業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

令和7年産加工用米等取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米等取組計画書を下記のとおり提出します。

記

1 用途等

☐ 加工用米 新規需要米	該当する用途にチェックを付けてください。				
☒ 飼料用	☐ 米粉用	☐ 新市場開拓用	☐ 稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲)	☐ 青刈り稲・わら専用稲	
		☐ 輸出用			※ 飼料用に限る。
		☐ その他 ()			

(注1) 新市場開拓用のうちその他の場合は、具体的な用途を()に記載すること。

(注2) 用途ごとに別表で作成すること。

2 取組計画

(1) 生産計画

種類	品 種	数 量 (玄米kg、 ロール数等)	単 収	面積 (㎡)	出荷方式	備考
※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7
うるち米	その他	10,000	515	19,417	一括	
うるち米	そらゆたか	5,150	515	10,000	区分	
計		15,150		29,417		

区分管理方式の場合は、数量を「単収×面積」(小数点以下切り上げ)としてください。
一括管理方式の場合は、面積を「生産数量÷単収」(小数点以下切り捨て)としてください。

単収については地域農業再生協議会に確認してください。

稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲)の場合は、備考欄にロール等の大まかなサイズ、重量を記入してください。
(例:直径120cm×厚さ120cm、500kg/ロール)

(2) 販売計画

種類	契約内容					
	契約相手方 ※1	使途 ※2	品位 ※3	引渡時の 態様 ※4	数量 (玄米kg)	販売価格 (円/kg(税込み)) ※5
うるち米	〇〇株式会社 (需要者)【北海道】		合格以上	玄米	10,000	50
うるち米	〇〇株式会社△△ (仲介業者)【北海道】		合格以上	乾もみ	5,150	50
うるち米	〇〇株式会社 (需要者)【北海道】		合格以上	乾もみ		

仲介業者が介在する場合は、仲介業者名及び当該仲介業者を介して購入する需要者名を別行に記入してください。
また、買取販売事業者に販売する場合は当該買取販売事業者名を記入してください。

3 適正流通の確保に向けた措置

(具体的な措置内容を記載)

主食用米と区分して管理を行うこと、出荷・販売時にその用途の表示を行うこと、台帳の整備を行うこと等を記載してください。

販売契約に基づき、飼料用として販売します。
主食用米と明確に区分して管理し、生産・販売台帳の整備をします。

4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

(例) 北海道札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番地
(一財) 〇〇米麦検定協会

Ⅲ－１－② 「加工用米等取組計画書」の作成例（SGSの場合）

別紙様式第３－１号

SGS(ソフトグレインサイレージ):生もみを破碎処理し密封保存してサイレージ化したもの

令和7年6月30日

北海道農政事務所長 殿

(注)低品位米の用途変更について

昨年までは、ふるい下等の低品位米の用途変更は、取組計画の承認に合わせて用途変更の承認を行っていましたが、本年から取組計画の承認を廃止したため、**ふるい下等の低品位米の用途変更する場合は、別途、用途外使用申請を行ってください。**

(様式:別紙様式第9-2号)

取組主体

住所

氏名

電話

(E-mail)

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇農業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

令和7年産加工用米等取組計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の1の規定に基づき、加工用米等取組計画書を下記のとおり提出します。

記

1 用途等

☐ 加工用米 新規需要米	飼料用にチェックを付けてください。				
☒ 飼料用	☐ 米粉用	新市場開拓用 ☐ 輸出用 ☐ その他 ()	☐ 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）	☐ 青刈り稲・わら専用稲 ※ 飼料用に限る。	

(注1) 新市場開拓用のうちその他の場合は、具体的な用途を()に記載すること。

(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

2 取組計画

(1) 生産計画

種 類 ※1	品 種 ※2	数 量 (玄米kg、 ロール数等) ※3	単 収 ※4	面積 (㎡) ※5	出荷方式 ※6	備考 ※7
うるち米	きたげんき	14,775	515	20,000	区分	
うるち米	その他	7,389	515	10,000	区分	
計		22,164		30,000		

SGSの換算重量を記載し、SGS数量換算表(次ページ)を添付してください。

取組主体が認定方針作成者の場合は、別紙様式第6-1号提出時にSGS数量換算表を添付してください。

単収については地域農業再生協議会に確認してください。

(2) 販売計画

種 類	契約内容					
	契約相手方 ※1	使途 ※2	品位 ※3	引渡時の 態様 ※4	数量 (玄米kg)	販売価格 (円/kg(税込み)) ※5
うるち米	〇〇株式会社 (需要者)【北海道】			SGS	22,164	30

仲介業者が介在する場合は、仲介業者名及び当該仲介業者を介して購入する需要者名を別行に記入してください。

また、買取販売事業者販売の場合は当該買取販売事業者名を記入してください。

3 適正流通の確保に向けた措置

(具体的な措置内容を記載)

主食用米と区分して管理を行うこと、出荷・販売時にその用途の表示を行うこと、台帳の整備を行うこと等を記載してください。

販売契約に基づき、飼料用（SGS）として販売します。
主食用米と明確に区分して管理し、生産・販売台帳の整備をします。

4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称

--

令和7年産　SGS数量換算表（例）※水分を35%に調整した場合

需要者：〇〇株式会社

生産者名	単収 (kg/10a) ①	取組面積 (㎡) ②	玄米数量 (kg) ③=①×②	もみ換算重量 (kg) ④=③/80%	水分調整 (水分15%を 0%に換算) (kg) ⑤=④×85%	(契約数量) SGS換算重量 (kg) ⑥=⑤×135%
農林太郎	515	20,000	10,300	12,875	10,944	14,775
農政次郎	515	10,000	5,150	6,438	5,473	7,389
計	—	30,000	15,450	19,313	16,417	22,164

生産者名	もみ重量 (kg) ⑦	もみ水分 (%) ⑧	水分調整 (水分0%に 換算) ⑨=⑦×(100%−⑧)	SGS重量換算 (kg) ⑩=⑨×135%
			0	0
			0	0
計	0	—	0	0

Ⅲ－２ 「購入計画書」の作成例

別紙様式第3－3号

需要者が作成してください。

令和7年6月30日

農政 太郎 殿

需要者団体等
住 所 ○○町○番○号
氏 名 ○○株式会社

令和7年産加工用米等購入計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第5の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 購入計画（見込）

種 類	態 様	使 途	数 量 (玄米kg)	態様別数量(実kg)
うるち米	丸玄米	加工米飯	3,000	3,000
計			3,000	3,000

- (注1): 種類はうるち米・もち米別、態様は丸玄米・精米・変形加工等を記載すること。
- (注2): 態様が丸玄米以外の場合は、購入を希望する態様別の数量を記載すること。
- (注3): 用途は、加工用米に限り、清酒用、焼酎、加工米飯、味噌等調味料、米穀粉、米菓、包装もち、その他別を記載
- (注4): 構成員を有する加工用米需要者団体の場合、「1 購入計画（見込）」に準じて組合員別の内訳を添付すること。
- (注5): 購入計画数量は、他の取組計画との購入計画と重複させないこと。
- (注6): 販売契約書の写しを提出する場合は、本購入計画書の提出は要しない。

2 購入希望時期

令和7年11月

Ⅲ－３ 「団体間集荷計画書」の作成例

別紙様式第３－４号

取組主体が「ホクレン」又は「北集」以外の場合は提出不要です。

加工用米等団体間集荷計画書

全国生産出荷団体
 都道府県生産出荷団体
 住 所 ○○市○○区○条○丁目○番地
 氏 名 ○○農業協同組合連合会
 代表理事会長 ○○ ○○

該当する用途にチェックを付けてください。

☐ 加工用米 ☒ 新規需要米

都道府県	認定方針作成者名 ※1	用途 ※2	種類 ※3	生産予定数量 (玄米kg、ロール数等)	生産予定面積 (㎡)
北海道	○○農業協同組合	飼料用	うるち米	15,000	29,126
北海道	△△農業協同組合	飼料用	もち米	10,000	19,417
都道府県ごと、種類ごとの小計欄を作成してください					
北海道 小計		飼料用	うるち米	15,000	29,126
北海道 小計		飼料用	もち米	10,000	19,417
計 ※4		飼料用		25,000	48,543

- ※1 全国生産出荷団体又は都道府県生産出荷団体と出荷契約を行った認定方針作成者別に記入すること。
- ※2 新規需要米の場合には、飼料用、米粉用、稲発酵粗飼料用（WCS用稲）、青刈り稲用又は新市場開拓用のいずれかを記入し、各用途を別葉とすること。
- ※3 加工用米はうるち米又はもち米のいずれか、新規需要米はうるち米、もち米又は醸造用米（輸出用日本酒の原料に限る。）のいずれかを記入すること。
- ※4 県ごとに、種類別の小計欄を設けること。

Ⅲ－４ 「流通に係る誓約書」の作成例

別紙様式第３－５号

当該米穀を使用する**需要者までの流通に関与する全ての事業者が作成**してください。

令和７年６月30日

北海道農政事務所長

殿

加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年４月１日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙１の第５の２のに規定する適格者の要件を満たし、かつ、流通等に係る誓約事項を遵守することを誓約します。

【加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件】

- ① 生産年の６月30日からさかのぼって１年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び推進要領の規定に違反していないこと
- ② 推進要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること
- ③ 推進要領別紙１の第８の１の（２）の規定に基づき、加工用米及び新規需要米の販売先の需要者が受払状況報告書を適切に報告したことを確認していること

【流通等に係る誓約事項】

- ① 加工用米及び新規需要米をその定められた用途に確実に流通又は使用すること
- ② 加工用米及び新規需要米について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、推進要領別紙１の第８の１の規定に基づく適正な保管管理を徹底すること
- ③ 推進要領別紙１に基づく報告等を適切に実施すること
- ④ 誓約事項を遵守していることを確認するため、農産局長及び地方農政局等の職員が行う調査に協力すること
- ⑤ 加工用米及び新規需要米の適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ⑥ 届出内容の虚偽又は誓約事項に反する行為が確認された場合には、推進要領別紙２に基づく措置が講じられるほか、適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等による指導等への対応により不利益又は損害が生じた場合にも異論がないこと
- ⑦ 加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件を満たさない需要者に対して販売を行わないこと
- ⑧ 適切な水・肥培管理を行った上で捨て作りをしないとともに、定められた用途以外の用途として流通することのないよう、明確に区分して保管し、出荷すること
- ⑨ 稲発酵粗飼料（WCS用稲）又は青刈り稲・わら専用稲に取り組む場合は、ほ場を特定して作付け、子実を収穫しないこと
また、収穫した後は適切な管理を行うとともに、その全量を確実に需要者に引き渡すこと
- ⑩ 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付申請を行った用途と異なる用途の米からふるい下等の低品位の米穀を寄せ集め、飼料用米又は米粉用米として出荷しないこと
- ⑪ 他のは場で生産された米穀を混ぜて飼料用米又は米粉用米として出荷しないこと

取組主体
需要者団体等
仲介事業者

住所 ○○市○○町○番○号

氏名 ○○農業協同組合 代表理事組合長 ○○ ○○

（注1） 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２を保管すること。

（注2） 流通等に係る適格者の要件欄の③及び流通等に係る誓約事項の⑦については、全国需要者団体及び需要者団体のみ記載すること。

（注3） 流通等に係る誓約事項のうち⑧から⑪については、取組主体が農業者であり、かつ、別紙１の第２の２に規定する新規需要米の生産を行う場合にのみ記載すること。

Ⅲ－５ 「チェックシート」の作成例

別紙様式第 3－6 号

取組計画書提出に係るチェックシート

【用途：飼料用】

取組主体

住所 ○○市○○町○番○号

氏名 ○○農業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○○

取組計画書の提出に当たって、以下の内容について適切であることを確認しており、不備等があった場合には取組計画書の不受理となることに異存ありません。

書 類	確認事項等		✓ 欄
取組計画書	1 用途等	該当する用途にチェックが入っている。(新市場開拓用の「その他」を選択している場合は具体的な用途を記載している。)	☒
	2 取組計画 (1) 生産計画	項目すべてに必要な事項を記載している。	☒
		単収欄に記載した単収は、別紙 1 の別添 1 により設定した地域の合理的な単収となっている。 〔 区分管理方式による出荷を行う場合であって、多収品種（第 4 の 3 に規定する多収品種をいう。）を作付けるときは、地域再生協議会又は市町村と協議の上、地域の合理的な単収を上回る単収であって農業試験場等において実証されたものを用いて生産予定面積を算出することができる。 〕	☒
		面積欄は、数量欄に記載のある数値を単収欄に記載した単収で除して算出した数値となっている。	☒
	(2) 販売計画	項目すべてに販売契約の内容を記載している。	☒
		契約相手方欄について、当該米穀を使用する需要者まで流通に関与する事業者を含めてすべて記載している。	☒
	3 適正流通の確保に向けた措置等	項目すべてに必要な事項を記載している。	☒
	4 受検予定の農産物検査機関の住所及び名称	必要事項を記載している。	☒
区分管理計画書	区分管理計画書（別紙様式第 2 号）を添付（又は提出）している。 ※ 区分管理方式を選択している場合		☒
添付書類	当該米穀を使用する需要者までの流通に関与する事業者が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書（別紙様式第 3-5 号）をすべて添付している。		☒
	販売計画書（様式参考例 2）を添付している。 ※ 新規需要米であって、取組計画の提出期限までに販売契約書を締結できない場合		☐
	本チェックシート（別紙様式第 3-6 号）を添付している。		☒
保管書類	以下の書類を適切に整理・保管している。 ① 販売契約書 ② 買取販売事業者にあつては、買取販売承認通知書（別紙様式第 11-1 号）及び契約書 ③ 自家加工等農業者にあつては、加工用米等自家加工販売計画書（別紙様式第 3-2 号）		☒

Ⅲ－６ 「新規需要米販売計画書」の作成例

取組計画書の提出時までには需要者との販売契約書を締結できない場合に提出してください(新規需要米のみ)

様式参考例2(別紙1の第5の1の(2)のエ関係)

令和7年6月30日

令和7年産新規需要米販売計画書

取組主体

住 所 ○○市○○町○番○号

氏 名 ○○農業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○

○取組計画書提出時点の販売計画

種類	販売を予定している需要者名及び住所	数量(kg)	①販売契約書が提出できない理由 ②販売予定時期 ③仲介業者等が存在する場合の流通経路等 ④その他、特記事項
うるち米	○○株式会社 ○○市○条○丁目○番地	5,000	①..... ②..... ③..... ④.....

(注)需要者が決定した際は、速やかに販売契約を締結し、販売を行うまでに必ず需要者等が作成した加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書(別紙様式第3-5号)を農産局長又は地方農政局等に提出すること。

Ⅲ－７ 「区分管理計画書」の作成例

別紙様式第２号

区分管理方式による出荷を選択する場合、作成してください

令和７年６月30日

北海道農政事務所長

殿

農業者

住所：〇〇市〇〇町〇番〇号

氏名：農政 太郎

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(Email) 〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

区分管理計画書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年４月１日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙１の第４の２に基づき、下記のとおり提出します。

記

【誓約事項】

加工用米及び新規需要米の生産並びに乾燥及び調製において主食用と明確に区分するとともに、以下について誓約します。

- ① １の区分管理の手法等により、２に掲げるほ場の全収穫量を加工用米等として出荷することとし、他のほ場で生産された米穀が混入しないよう出荷すること
- ② ２に掲げるほ場の単収が他のほ場の単収に比べて大きく差が生じる等、全収穫量に疑義が生じた場合には、地方農政局長等の調査に協力すること
- ③ 加工用米等の適正な流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ④ １の手法による区分管理が適切に行われていないことが確認された場合又は全収穫量について証拠書類等をもって妥当性のある説明ができない場合には、**多収品種は別表１に掲げる品種又は北海道知事特認品種を記載してください。コメ粉専用品種は別表２に掲げる品種を記載してください。**による措置が行われるほか、その他不利益を

１ 区分管理の手法等（栽培管理の違いや区分管理の方法等を具体的に記載すること。）

☒	多収品種又はコメ粉専用品種を作付ける。（品種名： そらゆたか ）
☐	多収品種又はコメ粉専用品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける。（品種名： ）
☒	主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、生産段階で主食用の生産と差異をつける。
☐	１ 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
☐	２ 省力化栽培（３以外）を行う。（具体的内容： ）
☐	３ 生産性ないし収穫量が低いほ場で取り組む。
☐	４ その他（具体的内容： ４ 他を選択する場合は、１・２・３以外の主食用米との生産段階の差異について具体的に記入してください。 ）

※ 該当する項目にチェックを付すこと。

２ 区分管理を行うほ場の所在・地番と面積

用途 ※１	所在・地番	品種名 ※２	面積（㎡）	備考
飼料用	〇〇市〇〇町〇番地の１	そらゆたか	５,０００	
飼料用	〇〇市〇〇町〇番地の２	ななつばし	５,０００	主食用品種と同じ

※１： 加工用米については「加工用」、新規需要米については「飼料用」、「米粉用」、「新市場開拓用」、「稲発行粗飼料用稲（WCS用稲）」及び「青刈り稲・わら専用稲」を記入すること。

※２： 所在・地番ごとのほ場に作付ける品種名を具体的に記入すること。なお、主食用として作付ける品種と同じ品種の場合は、備考欄に「主食用品種と同じ」と記入すること。

（注） ２については、経営所得安定対策等実施要綱に定める営農計画書の写しの添付又は営農計画書の電子媒体での提出に代えることが出来ることとする。

Ⅲ－８ 「出荷契約等数量農業者別一覧表」の作成例

別紙様式第6－1号

〇〇市地域農業再生協議会長
北海道農政事務所長

殿
殿

それぞれ別葉に作成して提出してください。
取組主体が農業者(個人)の場合は提出不要です。

(認定方針作成者
特認団体
住 所 〇〇市〇〇町〇番〇号
氏 名 〇〇農業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

令和7年産加工用米等出荷契約等数量農業者別一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第6の1の規定に基づき、下記のとおり加工用米等の出荷契約者一覧を提出します。

記

(地域農業再生協議会名：〇〇市地域農業再生協議会)

(出荷団体名：)

1 用途等

☐加工用米

新規需要米

☒飼料用

☐米粉用

新市場開拓用

☐稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲）

☐輸出用

☐その他 ()

該当する用途にチェックを付けてください。

☐青刈り稲・わら専用稲

※ 飼料用に限る

(注1) 新市場開拓用のうちその他の場合は、具体的な用途を () に記載すること。

(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

2 出荷契約者

農業者名等		農業者 コード	種類	品種名	出荷契約数量 (玄米kg、 ロール数等)	単収 (kg/10a)	面積 (㎡)	管理 方式	態様
住 所	氏名又は名称	※1	※2、※3	※4			※5	※6	※7
〇〇市〇〇町 △番△号	農政 太郎	1234567 890123	うるち米	その他	10,000	515	19,417	一括	玄米
〇〇市〇〇町 □番□号	農政 次郎	1234567 890124	うるち米	そらゆた か	5,150	515	10,000	区分	乾も み
計					15,150		29,417		

区分管理方式の場合は、出荷契約数量を「単収×面積」(小数点以下切り上げ)としてください。
一括管理方式の場合は、面積を「出荷契約数量÷単収」(小数点以下切り捨て)としてください。

Ⅲ－９ 「適正流通に関する誓約書（業務委託契約分）」の作成例

取組主体、仲介事業者、需要者等と流通等に係る業務（とう精、製粉、調製、破碎等）委託契約を締結する場合、委託先事業者が作成してください。

別紙様式第 8 号

令和 7 年 6 月 30 日

北海道農政事務所長

殿

加工用米及び新規需要米の適正流通に関する誓約書（業務委託契約分）

私は、**有限会社△△**との業務委託契約（**とう精**）に基づき、加工用米及び新規需要米の適正な流通を確保し、以下について誓約します。 ↑

【誓約事項】

具体的な業務内容を記載してください。

- ① 加工用米及び新規需要米について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第8の2の（2）に基づく適正な保管管理を徹底すること
- ② 業務委託により取り扱う加工用米及び新規需要米について、定められた用途以外へ転用又は転売しないこと
- ③ この誓約書を遵守していることを確認するために、地方農政局等の職員が行う調査に協力すること
- ④ 加工用米及び新規需要米の適正な流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ⑤ この誓約書に反したことが確認された場合には、推進要領別紙2に基づく措置が講じられるほか、その他の不利益を被ることになっても異存がないこと

委託先事業者

住所 △△市△△町△番△号

氏名 株式会社△△商事

委託先事業者は、適正流通の観点から、主食用と加工用米等を区分（新規需要米は用途ごとに区分）して保管管理するとともに、加工用米等の受払台帳等（新規需要米は用途ごとに区分）を整備し、管理状況を常時明確にしておく必要があります。

（注）需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2を保管すること。

Ⅳ 「契約変更に係る同意書」の作成例

全国の作付状況等を踏まえ、取組計画書の内容を変更する場合、**8月20日まで変更を受付**します。

【変更を受付する要件】

- ・**6月30日までに提出した取組計画書の変更であること**
- ・**需要者の同意を得ていること**

様式参考例3（別紙1の第5の5の（1）関係）

加工用米及び新規需要米の契約変更に係る同意書

1 用途等

☐ 加工用米 新規需要米	該当する用途にチェックを付けてください。
☒ 飼料用	☐ 米粉用
☐ 新市場開拓用	☐ 稲発酵粗飼料用稲
☐ 輸出用	☐ 青刈り稲・わら専用稲 ※ 飼料用に限る。
☐ その他（	）

2 契約内容

種 類	使 途	品 位	引渡時の 態 様	数 量 (玄米kg)	
				当初	変更後
うるち米	飼料用	合格以上	玄米	10,000	8,000

3 変更に係る需要者等の承認

加工用米及び新規需要米の契約について、上記のとおり変更することに同意しています。

令和7年8月10日

（取組主体）

住所 ○○市○○町○番○号

氏名 農政 太郎

（需要者団体等）

住所 ○○市○○町○番地

○○飼料株式会社△△工場

氏名 工場長 ○○ ○○

V-1 「新規需要米の販売等に関する契約書」の作成例

様式参考例1(別紙1の第5の1の(1)のA関係)

仲介事業者を含む複数の契約となる場合は、甲、乙、丙・・・等、全ての契約者を記入します。

新規需要米の販売等に関する契約書

農政太郎(以下「甲」という。)と株式会社〇〇(以下「乙」という。)は、甲が生産する令和7年産の新規需要米(飼料用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。

1 甲は、令和7年産の新規需要米15トン(作柄の状況等による生産量の増減に応じ、契約数量も変動する。)を、乙に対し、令和7年12月10日までに引き渡すものとする。

種類: ☒ うるち米 ☐ もち米 ☐ 醸造用
品位: ☒ 合格以上の品位 ☐ 定めない
引渡時の態様: ☒ 玄米 ☐ 精米 ☐ もみ ☐ その他
販売契約数量: 15,000 実kg
販売価格: 50 円/kg

・確実に引渡しが行われる年月日を記載してください。
・30kg個単位で引き渡すことが明らかな場合、30kg換算個単位で調整した数量を記載してください。
・SGSの場合はSGS換算数量を記載してください。

2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米の全てを、飼料用として用いるものとする。

本契約に係る飼料用米・米粉用米について、品位等検査を受検しない場合には、以下の品質基準が確認され、契約当事者間で決定されたもの等とする。

【米粉用】

- ① 1.70mm以上のふるい目幅で調製されていること
② 水分含有率が16.0%以下であること

品位等検査を受検しない場合を記載します。

【飼料用】

飼料用米の基準及び確認方法は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の定めによること

3 違約金について

(1) 取引を履行できない場合

全ての用途で定める必要があります。

甲または乙の都合により、本契約に基づく契約数量について取引を履行できない(作況変動による減少は除く)場合は、不履行分について60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲または乙に支払う。

(2) 目的外使用が行われた場合

乙が甲から買い受けた新規需要米について、2以外の用途に使用(用途外使用の承認を受けた場合を除く)した場合、当該数量について、60kg(または10a)当たり〇〇円の違約金を甲に支払う。

4 その他

気象等の影響により、本契約で定める品位が確保できないことが明らかであるために品位等検査を受検しなかった場合等にあつては、契約当事者間で協議し、その合意をもって引き渡しを行うものとする。

この契約の成立の証として、本書2通を作成し、各々1通を農政局及び地方農政局等の求めに応じ提出できるよう適切に整理し、保管するものとする。

また、これに合わせて、甲及び乙は、別添の誓約書を作成し、地方農政局等に提出するものとする。

契約者数分を作成してください

令和7年6月20日

甲 住所:
氏名:
電話番号:

乙 住所:
氏名:
電話番号:

※取組主体、仲介事業者、需要者の3者契約の場合は甲、乙、丙として下さい。

- (注) 1 複数者間による契約や複数年契約の締結が必要な場合は、その実態に即したものとすること。
2 販売契約数量は、WCS用稲、青刈り稲・わら専用稲については、ロール数、重量(トン)又は束数等により記載すること。

V-2 「自家加工等販売計画書」の作成例

自ら生産又は集荷した加工用米等を自ら利用又は販売する取組主体(農業者)が作成してください。

別紙様式第3-2号

令和7年6月30日

令和7年産加工用米等自家加工等販売計画書

自家加工等農業者

住 所 ○○市○○町○丁目
氏 名 農政 太郎

1 用途等

☐ 加工用米
新規需要米

該当する用途にチェックを付けてください。

☐ 飼料用 ☐ 米粉用 新市場開拓用 ☒ 稲発酵粗飼料用稲 (WCS用稲) ☐ 青刈り稲・わら専用稲
☐ 輸出用 ※ 飼料用に限る。
☐ その他 ()

(注1) 新市場開拓用のうちその他の場合は、具体的な用途を()に記載すること。

(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

2 製品の加工販売計画

製 品	製品の年間販売 計画数量 (実kg、 $\frac{1}{2}$ 等)	原料米穀の 使用数量 (玄米kg、ロール数等)	うち、自ら生産する 加工用米等数量 (玄米kg、ロール数等)
WCS用稲	40ロール	40ロール	25ロール
合 計	40ロール	40ロール	25ロール

(注1) 製品の年間販売計画数量欄には、製品の内容量の単位(例:実kg、 $\frac{1}{2}$ 等)を記載すること。

(注2) 原料米穀の使用数量は、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

(注3) 自家加工の取組として複数年の計画で取り組む場合は、各年毎に3年分を記載すること。

(注4) 飼料用として自家利用する等、加工せずに使用する場合には、製品欄に用途、原料米穀の使用数量欄を使用数量に変更してそれぞれ記入すること。

Ⅵ-1 「生産出荷数量一覧表」の作成例

別紙様式第6-2号

〇〇市地域農業再生協議会長 殿
北海道農政事務所長

それぞれ別葉に作成して提出してください。

令和7年12月15日

認定方針作成者、農業者及び特認団体は、**令和7年12月22日までに**地域農業再生協議会の代表者及び北海道農政事務所長に提出してください(飼料用米、米粉用米については、『「令和7年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」』(様式第11-2号)が提出されている場合を除く)。

認定方針作成者、農業者及び特認団体
住所 〇〇市〇〇町〇番〇号
氏名 〇〇農業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

この報告書が適切に提出されない場合、加工用米等の流通に係る適格者の要件を満たさないことになります。
(推進要領別紙1の第5の2の(1)関連)

令和7年産加工用米等生産出荷数量一覧表

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第7の2の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(地域農業再生協議会名: 〇〇市地域農業再生協議会)

(出荷団体名:)

1 用途等

☐加工用米
新規需要米
☒飼料用 ☐米粉用 新市場開拓 ☐稲発酵粗飼料用稲(WCS用稲) ☐青刈り稲・わら専用稲
☐輸出用 ※ 飼料用に限り
☐その他 ()

(注1) 新市場開拓用のうちその他の場合は、具体的な用途を()に記載すること。

(注2) 用途ごとに別葉で作成すること。

【出荷契約数量及び販売契約数量の変更について】

認定方針作成者、農業者及び農業者団体は、当年産の作柄等の影響により生産量が変動した場合には当該生産量の変動に応じて出荷契約数量及び販売契約数量を変更します。

「区分管理方式」は、作付ほ場で生産された全収穫量、「一括管理方式」は、A又はBにより、出荷必要数量を算出し、これを変更後出荷契約等数量とすることができます。

なお、出荷契約数量及び販売契約数量の変更を行う場合は、仲介業者及び需要者の了解を得た上で行ってください。

また、変更後の出荷契約数量及び販売契約数量は、確実に需要者及び仲介事業者に情報提供を行ってください。

※①×④と①の間の任意の数値で記入してください(①×④の端数は四捨五入)。

※30kg換算個単位に調整することができます(調整の際に生じる端数は切り捨てにより整理)。

ただし、切り捨てにより出荷数量が「零」となる場合は30kg換算個単位での調整は行えません。

※区分管理方式の場合にあっては、30kg換算個単位への調整後に発生した端数についても用途限定米穀として適切な販売等を行ってください。

2 出荷契約者

農業者名等		種類	品種	当初出荷契約等数量	単収	生産面積	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2				変更後出荷契約等数量	うち、多収品種等を種子用として自家採取した場合の数量 (玄米kg)	出荷(売渡)数量	調整理由 (⑧との差が生じている理由)	WCSのロールサイズ等	稲わらの利用状況
氏名又は名称	農業者コード						A:作柄変動が生じた場合 補正率	B:自然災害により減収		C:区分管理方式の場合 収穫量						
								全ての水稻作付面積	減収量							
※1	※1	※1	※1	(玄米kg) ① ※1	(kg/10a) ② ※1	(㎡) ③ ※1	④	(㎡) ⑤	(kg) ⑥	(玄米kg) ⑦	(玄米kg) ⑧ ※3	(玄米kg) ⑨ ※4		※5	※6	
農政太郎	1234567890123	うるち米	その他	10,000	515	19,417	530 / 504				10,500	10,500			③	
農政次郎	1234567890124	うるち米	そらゆたか	5,150	515	10,000	/			5,325	5,325	5,325			①	
計	—	—			—	—	—	—	—	—	15,825	15,825				

「作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収」を記入

当該圃場で収穫した全量を記入

WCS用稲の場合、ロールサイズ、重量を記入
例: 直径120cm×厚さ120cm、500kg/ロール

【参考】「令和7年度加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」の作成例

様式第11-2号

令和7年12月15日

〇〇市地域農業再生協議会長
北海道農政事務所長

認定方針作成者
農業者
氏名
電話

飼料用米、米粉用米の数量払いの交付申請者は、令和8年2月2日までに農産物検査結果通知書等の写しを添付して提出してください。
※令和7年12月22日までに提出することで、「加工用米等生産出荷数量一覧表(別紙様式第6-2号)」の提出に代えることができます。

「令和7年度加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第7の2の(2)の規定に基づく加工用米等生産出荷数量及び水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組数量について、以下のとおり報告します。

生産出荷数量報告										水田活用の直接支払交付金に係る数量報告																	
農業者名等										数量の確認方法 ※7																	
氏名又は 名称	農業者 コード	種類	品種	多収	当初出 荷契約 等数量	単収	生産 面積	管理 方式	販売 契約 における 原簿 の 態様	出荷後出 荷契約等 数量	うち、多収 品種等を 種子用として 自家採取 した場合の 数量	出荷(売 渡) 数量	調整理由 (⑧との差 が生じてい る理由)	WCSの ロールサ イズ等	稲わらの 利用状況	数量の確認方法 ※7		適合品位 に相当する 数量	うち、ふる い下の数 量 (飼料用米 (飼料のみ) (玄米kg) ※9	算出に用いた 値の根拠	農産物検査 番号又は 農産物検査 認定番号を 記載し、 認められた 場合「1」を記入	主食用米の出荷 及び生産状況 ※10					
										変更後出 荷契約等 数量	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	なし	⑬	⑭	⑮	⑯	生産面積 (㎡)		
										(玄米kg) ※3	(玄米kg) ※4	(玄米kg) ※5	(kg) ※6	(玄米kg) ※7	(玄米kg) ※8	(玄米kg) ※9	(玄米kg) ※10	(玄米kg) ※11	(玄米kg) ※12	(玄米kg) ※13	(玄米kg) ※14	(玄米kg) ※15	(玄米kg) ※16	(玄米kg) ※17	(玄米kg) ※18		
										10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	
										5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325	5,325
										15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	15,825	
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—</				

Ⅵ-2 「加工用米等受払状況等報告書」の作成例

別紙様式第7号

北海道農政事務所長 殿

需要者及び自家加工等農業者は、**年度内(4月～3月)の受払状況等を毎年4月30日までに北海道農政事務所長に提出してください。**

この報告書が適切に提出されない場合、加工用米等の流通に係る適格者の要件を満たさないこととなります。

〔 需要者
自家加工用等農業者 〕

住所 ○○市○○町○番地

氏名 ○○飼料株式会社△△工場
工場長 ○○ ○○

令和7年度加工用米等受払状況等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第8の1の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 用途等

☐ 加工用米 新規需要米	該当する用途にチェックを付けてください。
☒ 飼料用	☐ 米粉用
☐ 新市場開拓用	☐ 輸輸出
☐ その他（ ）	

（注1） 新市場開拓用のうちその他の場合は、具体的な用途を（ ）に記載すること。

（注2） 用途ごとに別葉で作成すること。

2 受払状況

（単位：実kg）

種類 ※1	年産	態様 ※2	契約数量	前年度末 までの未 引取数量 ①	当年度（令和7年4月～令和8年3月）の使用（在庫）状況						年度末 未引取数量 及び 在庫数量 ①-③+⑤	備考
					年度当初の 繰越数量 ②	購入			使用数量 ④	年度末在庫数 量 ⑤=②+③-④		
						購入先	数量 ③	価格 (円/kg) ※3				
うるち米	7	玄米	15,000	15,000	0	〇〇農業 協同組合	10,000	50	7,000	3,000	8,000	
うるち米	6	玄米	10,000	3,000	2,500	〇〇農業 協同組合	2,500	50	4,000	1,000	1,500	
合計			25,000	18,000	2,500		12,500		11,000	4,000	9,500	

※1： 加工用米はうるち米・もち米別に、新規需要米はうるち米、もち米、醸造用米（輸出用日本酒の原料に限る。）別に記入すること。

※2： 引渡し時の態様（生もみ、乾もみ、玄米、精米等）を記入すること。（販売契約書の態様と一致すること。）

※3： 同一購入先において購入価格が異なる場合にあっては、加重平均価格を記入すること。

（注1） 報告は、加工用米又は新規需要米として契約し、当年度の4月以降に未引取分を含めて在庫数量があるもののみを対象とすること。

（注2） 廃棄した場合（産業廃棄物として処理した場合を含む。）は「備考」欄にその旨と数量を記入し、廃棄した数量が30kgを超える場合は廃棄したことが確認できる書類等を添付すること。

3 加工用米等使用製品の製造及び出荷の状況

使 途	製 品 名	単 位 (a) ※1	製品製造状況（(a)の単位で記入）			製品出荷数量 (a)の単位で 記入) (d)	翌年度への 繰越量（(a)の 単位で記入） (b+c-d)
			前年度から の繰越量 (b)	当年度の製造量 (c)	加工用米等の 使用数量 (実kg) ※2		
飼料用	鶏用配合飼料	kg	3,000	10,000	6,500	10,000	3,000
飼料用	豚用配合飼料	kg	2,000	8,000	4,500	8,500	1,500

※1： 「箱、袋、kg、kl」等、当該製品を管理する際の任意の単位を記入する。

※2： 使用した加工用米等の数量の大きさに応じて、任意でトン単位、100kg単位等としてもよい。

(注) 飼料用等の加工して製品を製造せず、直接使用する場合には、当該欄の報告を省略することができる。

加工用米等を原料として製品を製造する場合は、製品の製造及び出荷の状況を記載してください。

※4は米穀粉等（新規需要米の場合は米粉用）の販売がある場合のみ

4 米穀粉等（新規需要米の場合は米粉用）の販売先別明細

(単位：実kg)

販 売 先	住 所	使 途 ※1	前年度 製品出荷数量	当年度 製品出荷数量
〇〇株式会社	〇〇市〇条〇丁目〇番地	米穀粉用	8,000	10,000
有限会社△△	〇〇市〇〇町〇番〇号	米粉用	5,000	8,000
計			13,000	18,000

※1： 加工用米については米穀粉用、玄米粉用、菓子用等について、新規需要米の場合は米粉用について、各用途ごとに記入すること。

(注1) 加工用米については米穀粉、玄米粉、菓子原料等、新規需要米については米粉用、それぞれ粉体で販売する販売先を報告すること。ただし、報告対象の年度内に新規需要米の米粉用の在庫及び購入がない場合は加工用米に係る当該欄の記載を省略することができる。

(注2) 販売先は、年間、10トン以上の販売実績がある需要者の記入は必須とし、10トン未満の販売先については一括して記入しても良い。

Ⅶ - 1 捨てづくり等の防止 ～ 適正な生産の徹底等 ～

水田活用の直接支払交付金の交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

そのため、対象作物の収量が相当程度低い場合には、交付対象とはなりません。収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書及びその証拠書類が提出され、収量が相当程度低くなったことの合理的な理由があると確認できる場合には交付対象となります。

（肥培管理等が不適切と判断された場合（捨てづくり等）には交付対象とはなりません。）

以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。

- 新市場開拓用米、加工用米及び飼料用米（生もみ）
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合
- 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値から150kg/10aを差し引いた値に満たない場合
- WCS用稲
交付対象の数量・面積から算定される単収が基準単収（都道府県ごと）等の1/2に満たない場合

※自然災害等の合理的な理由がない等、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断された場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は返還していただきます。

Ⅶ - 2 不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - 1 名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する
 - 2 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還又は申請中の交付金の不交付
 - 3 一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない（捨てづくりが確認された場合も同様）等の措置が執られます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

Ⅶ - 3 こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米（新規需要米）として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米（新規需要米）に水増しして出荷
- 区分管理で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

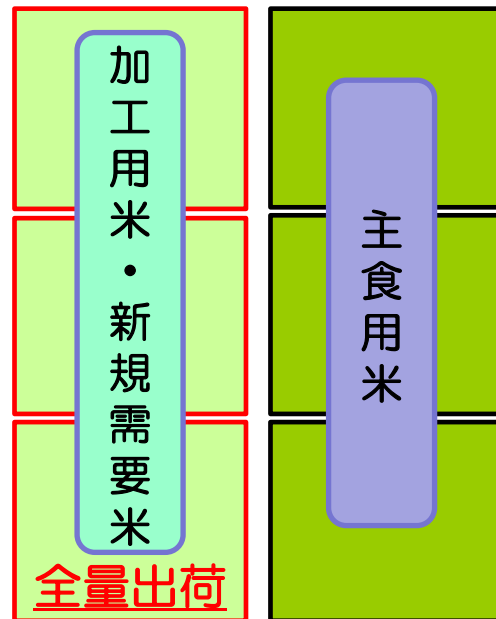


Ⅷ - 1 【区分管理方式】

●区分管理方式は、ほ場1枚を単位として作付け、かつ、**主食用米と明確に区分して生産並びに乾燥及び調製を実施した上で出荷**することを特定したほ場における**全収穫量を出荷契約数量及び販売契約数量とする管理方式**。

栽培、生産、収穫、
乾燥・調製が、
主食用米と別

- 1 多収品種又は米粉専用品種を作付ける。
- 2 多収品種又は米粉専用品種以外の品種であって**主食用米として出荷する品種と異なる品種**を作付ける。
- 3 主食用米として出荷する品種と同一の品種を作付け、**生産段階で主食用の生産と差異をつける**。
 - ① 多収に向けた技術や生産資材を用いる。
 - ② 省力化栽培を行う（③以外）。
 - ③ 生産性ないし収穫量が低いほ場で取り組む。
 - ④ その他



- ◎ **作付ほ場で生産された全収穫量を出荷**する必要があります。
※不作等により契約数量を満たせない場合であっても、**他のほ場で生産された米穀を追加して収穫量とすることはできません。**

【注意】区分管理方式の取組みで**共同乾燥調製施設の利用を考えている農業者等**は受入施設の状況によって用途限定米穀を搬入できない場合も考えられますので、**事前に受入施設の担当者及び北海道農政事務所担当者と相談のうえ**取組の対応をお願いします。

「多収品種」の範囲（要領別紙1の第4の3）

- （1）国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された別表1に掲げる22品種（きたげんき、北瑞穂など）。
- （2）農業試験場等の試験データ等により一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種、かつ、国内の流通量に照らして主要ではない品種であり、主に加工用米及び新規需要米の用途向けとして生産されている品種で、北海道知事の申請に基づき、北海道農政事務所長が特に認める品種（そらゆたか）。
- （3）コシヒカリ環1号に（1）又は（2）の多収品種を戻し交雑させて育成した品種

「米粉用向け専用品種」の範囲（要領別紙1の第4の4）

- （1）国の委託試験等によって米粉用に育成され、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された別表2に掲げる9品種（北瑞穂など）。
- （2）農業試験場等の試験データ等によりパン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された品種、かつ、国内において、主に主食用向け以外として生産されており、パン・麺用として需要がある品種で、北海道知事の申請に基づき、北海道農政事務所長が特に認める品種。

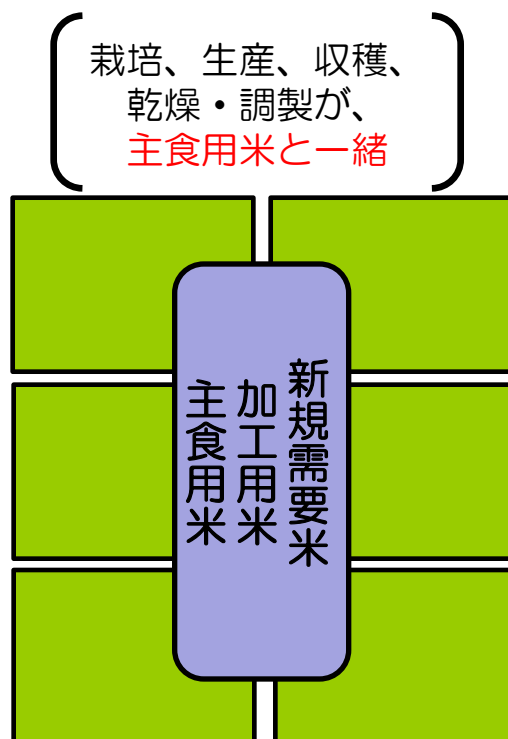
Ⅷ - 2 【一括管理方式】

- 区分管理方式による出荷以外は、全て「一括管理方式」による取組となります。



- ◎ 出荷契約数量及び販売契約数量の変更を行おうとする時点における農林水産省統計の作柄表示地帯別の単収に応じて出荷数量を変更することができます。
- ◎ 他に、主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更、自然災害等により減収した場合の変更もできます。
(あらかじめ北海道農政事務所長と協議)

※販売実績数量が契約数量を下回ることがないように注意してください。



一括管理方式による出荷の場合は、当初の契約数量を出来秋の出荷数量とすることを基本としますが、作柄変動等が生じた場合には、**農業者等が「当初の出荷契約数量」を出来秋に変更するかどうかを判断することが可能**であり、その際の変更方法は以下の①～③のとおりです。

① 作柄変動が生じた場合（※1）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} \times \frac{\text{作柄表示地帯の単収}}{\text{作柄表示地帯の平年単収}}$$

（※1）上記の計算式に基づき算出した数量と、当初の出荷契約数量及び販売契約数量との間の任意の数量として調整できる。

② 主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合（※2）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} \times \frac{\text{実単収（＝全収穫量／全作付面積）}}{\text{加工用米・新規需要米に用いる単収}}$$

（※2）共乾施設を利用しているなど全収穫量を客観的かつ適正に把握できる場合、全収穫量が確認できる書類の提出が必要。

③ 自然災害等により減収した場合（※3）の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \text{当初の出荷契約数量} - \frac{\text{加工用米又は新規需要米の作付面積}}{\text{主食用米も含めた水稻の全作付面積}} \times \text{減収量}$$

（※3）農作物共済の損害高等により、客観的に減収量が確認できる場合に限る。

【参 考】

飼料用米及び米粉用米の数量払い交付単価について

「経営所得安定対策等実施要綱 IVの第2の1の(6)から要約」

交付単価(※交付単価における標準単収値は、作柄調整後の標準単収値)

ア 10a当たり交付対象数量が(標準単収値－150)kg以下の場合 55,000円/10a

**イ 10a当たり交付対象数量が(標準単収値－150)kg～(標準単収値＋150)kgの場合
80,000円/10a＋25,000円/150kg×(10a当たり交付対象数量－標準単収値)で算定された単価**

※一般品種の飼料用米にあつては、

70,000円/10a＋15,000円/150kg×(10a当たり交付対象数量－標準単収値)で算定された単価)

**ウ 10a当たり交付対象数量が(標準単収値＋150)kg以上の場合、105,000円/10a
(一般品種の飼料用米にあつては、85,000円/10a)**

注1 10a当たり交付対象数量を算定するに当たっては、適合品位に相当するもの及び適合品位に相当すると認められるもののうち、ふるい上の米を対象とするものとします。

また、もみで数量確認を行った場合は、当該数量に0.8を乗じた数量(小数点以下切り捨て)を用いて10a当たり交付対象数量を算定します。

注2 交付単価の算定に用いる標準単収値は、地域の合理的な単収等に、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量を乗じ、農林水産統計の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量で除した値(小数点以下切り上げ)とします。

注3 交付単価に交付対象面積(1a未満切り捨て)を乗じた金額が交付対象となり、交付金額は1円未満を切り捨てとします。

【飼料用米等の数量払いにおける標準単収値の作柄調整について】

各地域における標準単収値を当年秋の作柄により調整し、交付単価を決定する仕組みです。

調整は、農林水産統計における当年産の作柄表示地帯別のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量を、作柄表示地帯別ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量で除した数値を用います。

<標準単収値の作柄調整の考え方>

$$\left[\begin{array}{c} \text{当初の標準単収値} \\ \times \end{array} \frac{\text{当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量}}{\text{ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量}} \right] \quad \text{(小数点以下切り上げ)}$$

「当初の標準単収値530kg」「農業者の飼料用米等実単収545kg」の場合の交付単価算出例(多収品種の場合)

例1：当年産の10a当たり収量：550kg、10a当たり平年収量：525kgの場合

【標準単収値の調整】

【交付単価(10a当たり)】

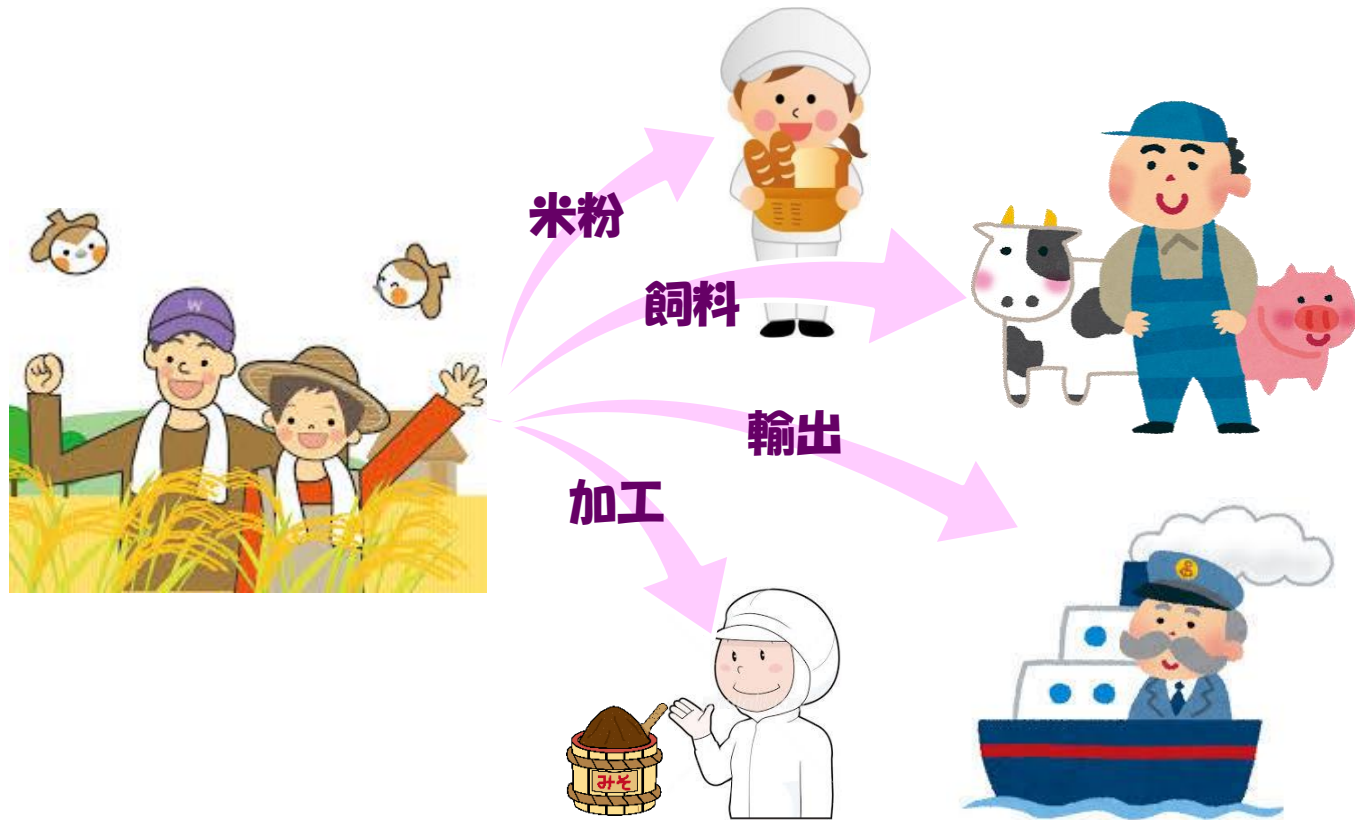
$$\left[\begin{array}{c} \text{当初の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] 530\text{kg} \times \frac{550\text{kg}}{525\text{kg}} = \left[\begin{array}{c} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] 556\text{kg} \quad \left[\begin{array}{c} \text{農業者の} \\ \text{実単収} \end{array} \right] 545\text{kg} \left[\begin{array}{c} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] (10\text{aあたり}) \\ 80,000\text{円} + 25,000\text{円} \div 150\text{kg} \times (545\text{kg} - 556\text{kg}) = \text{約}78,166\text{円}$$

例2：当年産の10a当たり収量：500kg、10a当たり平年収量：525kgの場合

【標準単収値の調整】

【交付単価(10a当たり)】

$$\left[\begin{array}{c} \text{当初の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] 530\text{kg} \times \frac{500\text{kg}}{525\text{kg}} = \left[\begin{array}{c} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] 505\text{kg} \quad \left[\begin{array}{c} \text{農業者の} \\ \text{実単収} \end{array} \right] 545\text{kg} \left[\begin{array}{c} \text{調整後の} \\ \text{標準単収値} \end{array} \right] (10\text{aあたり}) \\ 80,000\text{円} + 25,000\text{円} \div 150\text{kg} \times (545\text{kg} - 505\text{kg}) = \text{約}86,666\text{円}$$



加工用米・新規需要米に関するお問合せは
北海道農政事務所まで。

地 域 拠 点 等	所 在 地	電話番号 (直通)
北海道農政事務所 生産支援課 水田農業グループ (石狩、後志、南空知、胆振、日高 渡島、檜山、釧路、根室)	札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条 第2ビル (北海道農政事務所 4階)	(011) 350-7658
旭川地域拠点 地方参事官室 (北空知、上川、留萌、宗谷)	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎	(0166) 30-9303
帯広地域拠点 地方参事官室 (十勝)	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	(0155) 24-2402
北見地域拠点 地方参事官室 (オホーツク)	北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎	(0157) 23-4172